

(案)

第4期

下関市教育振興基本計画

(令和7年度(2025年度)

~令和11年度(2029年度))

令和7年(2025年)○月

下関市教育委員会

目 次

◆ 総論

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
II	基本的な考え方	3
1	基本理念	3
2	基本目標	5
III	施策体系	9
IV	計画の推進にあたって	11

◆ 各論

[基本目標 I]	教育の振興を図ります	14
(基本方針 1)	確かな学力の育成	14
〈主要施策〉	① 自立した学習者の育成	
	② 指導方法の改善	
	③ 時代の進展に対応した教育の推進	
(基本方針 2)	豊かな心の育成	16
〈主要施策〉	① 豊かな心を育む道德教育の推進	
	② ふるさと学習の推進	
	③ 読書活動の推進	
	④ 不登校対策の充実	
(基本方針 3)	健やかな体の育成	18
〈主要施策〉	① 体力の向上	
	② 健康教育の推進	
	③ 食育の推進	
(基本方針 4)	子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進	20
〈主要施策〉	① 特別支援教育の推進	
(基本方針 5)	主体的に社会の形成に参画する態度の育成	21
〈主要施策〉	① 社会を生き抜く力の育成	
〈主要施策〉	② キャリア教育の推進	
(基本方針 6)	学校の組織力の向上	23
〈主要施策〉	① 学校運営協議会を中心とした地域との連携の推進	
	② 校種間の連携の推進	
	③ 教職員の適切な配置	
	④ 学校における働き方改革の推進	
(基本方針 7)	教職員の指導力の向上	25
〈主要施策〉	① 指導力を高める研修の実施	
	② 教育センターの運営	
(基本方針 8)	教育環境の整備	27

- 〈主要施策〉 ①市立学校の適正規模・適正配置の推進
- ②私学教育の振興
- ③学校給食施設再編整備の推進
- ④安全な施設の整備、設備の充実
- ⑤就学に対する支援

〔基本目標Ⅱ〕地域の教育力を高めます	29
(基本方針1) 家庭の教育力の向上	29
〈主要施策〉 ①保護者が学ぶための学習支援	
②家庭教育を支える組織の育成	
(基本方針2) 学校・家庭・地域の連携強化	31
〈主要施策〉 ①地域とともにある学校づくりの推進	
②地域の子供を地域で育てる活動の促進	
③青少年健全育成の体制づくり	
〔基本目標Ⅲ〕生涯を通じた学ぶ機会を提供します	34
(基本方針1) 図書館の充実	34
〈主要施策〉 ①図書館サービスの充実と施設整備	
②子供の読書活動の推進	
(基本方針2) 生涯学習の推進	35
〈主要施策〉 ①社会的包摂の実現に向けた多様な生涯学習の推進	
②生涯学習拠点施設の機能強化	
(基本方針3) 芸術・学術文化活動の推進	37
〈主要施策〉 ①美術館の充実	
②博物館など学術文化拠点の環境整備	
(基本方針4) 文化財保護・活用の推進	40
〈主要施策〉 ①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり	
(基本方針5) 人権教育の推進	42
〈主要施策〉 ①多様な学習機会の充実	
②教職員研修の充実	

◆推進指標

総論

論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育振興基本計画を定めること等が規定され、本市においても、平成23年度から「下関市教育振興基本計画」を策定し、施策を実施してきたところです。

令和5年6月には国の「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。また、同年10月には、「山口県教育振興基本計画2023-2027」が策定されました。

本市においては、これらの教育振興基本計画を受け、下関市の教育における中期的な計画である「下関市教育振興基本計画〔令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）〕」を策定しました。

本基本計画は、第3期の「下関市教育振興基本計画〔令和2年度～令和6年度〕」を踏まえつつ、時代の変化に応じた新たな主要施策を設定しております。そして、施策の評価・点検を適切かつ確実に実施することで、適宜、施策、事業の見直しを図り、よりよい教育行政の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、下関市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるとともに、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定められた「第3次下関市総合計画」を踏まえ策定したものです。

3 計画期間

計画期間は、「下関市総合計画」との整合性を確保するため、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国	教育振興基本計画				第2期 教育振興基本計画				第3期 教育振興基本計画				第4期 教育振興基本計画										
山口県	山口県教育ビジョン H10～H24（15年間）				山口県 教育振興基本計画				山口県 教育振興基本計画				山口県 教育振興基本計画										
下関市	下関市総合計画 前期		下関市総合計画 後期		第2次 下関市総合計画 前期				第2次 下関市総合計画 後期				第3次 下関市総合計画 前期										
			下関市教育振興 基本計画		下関市教育振興基本計画 （下関市教育大綱）				下関市教育振興基本計画 （下関市教育大綱）				下関市教育振興基本計画 （下関市教育大綱）										

Ⅱ 基本的な考え方

1 基本理念（教育理念）

チャンス
CHANCE（可能性）

チャレンジ
CHALLENGE（挑戦）

クリエイト
CREATE（創造）

～未来を拓^{ひら}く 一人ひとりの学び～

解説文につきましては、次のページに掲載しております。

チャンス

チャレンジ

クリエイト

CHANCE（可能性） CHALLENGE（挑戦） CREATE（創造）

～未来を拓く 一人ひとりの学び～

解説文

教育基本法では、教育の目的を第一条で、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定しております。

そこで、下関市教育委員会では、関係主体が共有する価値観、普遍的な大命題としての基本理念を上記として掲げ、教育のさらなる充実・発展に努めてまいります。

3つの「C」

CHANCE 市民一人ひとりに可能性があります。生涯にわたってあらゆる機会があります。その可能性を、活かしていく、まずは前向きな気持ちを拓きます。

CHALLENGE 可能性に挑戦する。どんな未来がやってくるか、ワクワクドキドキする気持ち。その挑戦を、教育がどんな形でどんな声で育てるのか。

CREATE 挑戦の先には、創造が待っています。新しい何かが生まれる。気持ち、行動、目に見えるもの、見えないもの。すべて、今日は小さな創造も、いつかは化学反応が始まり、大きな創造へと続きます。

豊かな人生を送ることができるよう、教育を行わなければなりません。CREATEが新たなCHANCEを生み、次へのCHALLENGEへとつながります。創造のサイクルが、未来を拓く一人ひとりの学びにより実現するよう取り組んでまいります。

2 基本目標

基本理念を具体化するため、次の3つの基本目標を設定します。

《基本目標Ⅰ》 教育の振興を図ります

【課題】

教育を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、経済格差の拡大、グローバル化・高度情報化の進展等により急速に変化しており、いじめや不登校をはじめ、学力・体力の向上や規範意識の醸成等、複雑・多様化する教育課題に的確に対応することが求められています。

こうした課題を解決するために、子供たち一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、未来に向け主体的に生きることができるよう、その基盤となる「生き抜く力」を養うことが必要です。

また、子供たちの成長過程において大きな役割を担う集団生活の場である学校が直面する課題は、社会背景や地域の実状によって様々であり、教育に対するニーズは多様化、複雑化しています。すべての子供たちが、安全な環境の中で安心して学び、様々な体験活動を通して成長し、Society 5.0^(*)時代に活躍できるよう、すべての学校において質の高い教育環境を確保することが必要です。

(*)Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実社会）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。

【基本目標の考え方】

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する「確かな学力」、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等の「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」を3つの柱として「生き抜く力」を育成するとともに、子供たちの状況に応じたきめ細かな教育を推進します。

また、子供たちに質の高い教育を提供するため、研修体制の充実や校種間連携の促進等により学校の組織力を高め、教職員一人ひとりの適正・能力・課題に応じて計画的・継続的に資質を向上させるとともに、ICT教育環境の整備、トイレの洋式化、バリアフリー化、空調設備の設置、老朽化した学校施設の改善等、地域の実状に応じて、安全な教育環境の整備を

推進します。

【基本方針】

- ① 確かな学力の育成
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進
- ⑤ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成
- ⑥ 学校の組織力の向上
- ⑦ 教職員の指導力の向上
- ⑧ 教育環境の整備

《基本目標Ⅱ》

地域の教育力を高めます

【課題】

学校の教育力の向上が求められる一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化や、社会参画への意識の低下等がみられます。

こうした家庭や地域の在り方を改めて見直し、人との交わりを重視し、家庭や地域を含めた社会全体の教育力を高める必要があります。

【基本目標の考え方】

社会の変化に伴い、家庭や地域の在り方、その機能も変化しています。

家庭や地域の自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携しながら、社会全体で教育を推進することが求められています。そのために、地域における教育体制の整備や家庭への支援、さらに相互連携の仕組みづくりに取り組めます。

【基本方針】

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 学校・家庭・地域の連携強化

《基本目標Ⅲ》

生涯を通じた 学ぶ機会を提供します

【課題】

人生100年時代、Society5.0の到来、DX^(*)の急速な進展など社会の劇的な変化や多様化が進み、生活環境やライフスタイルも急速に変容しています。こうした変化や多様化に柔軟に対応し、ふるさと下関に誇りと愛着をもち、誰もが未来に向けてよりよく生きることができるようには、生涯にわたって学び続けることが大切です。

また、持続可能な地域社会を創造するには、市民一人ひとりが自ら生活する地域を創っていくという意識が必要であり、地域の特性や魅力ある資源を活用した学習機会の充実に取組み、生涯を通じた学ぶ機会を提供するとともに社会教育施設の適切な整備と管理が必要です。

(*)DX

デジタル・トランスフォーメーションの略語。デジタル技術を活用して施設の運営を効率化したり、利便性を向上させること。

【基本目標の考え方】

いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、一人ひとりが学びの成果を生かして、豊かな人生を送ることができるよう、図書館や公民館等の生涯学習拠点施設の整備を行い、学校教育と生涯学習・社会教育の連携を図るとともに、芸術・学術文化活動、文化財保護・活用等の推進に努めます。

【基本方針】

- ① 図書館の充実
- ② 生涯学習の推進
- ③ 芸術・学術文化活動の推進
- ④ 文化財保護・活用の推進
- ⑤ 人権教育の推進

Ⅲ 施策体系

下関市教育委員会では、3つの基本目標の達成のために、以下の基本方針に基づき、具体的な施策を実施します。

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
CHANCE(可能性) CHALLENGE(挑戦) CREATE(創造)	I 教育の振興を図ります	① 確かな学力の育成	① 自立した学習者の育成 ② 指導方法の改善 ③ 時代の進展に対応した教育の推進
		② 豊かな心の育成	① 豊かな心を育む道徳教育の推進 ② ふるさと学習の推進 ③ 読書活動の推進 ④ 不登校対策の充実
		③ 健やかな体の育成	① 体力の向上 ② 健康教育の推進 ③ 食育の推進
		④ 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進	① 特別支援教育の推進
		⑤ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成	① 社会を生き抜く力の育成推進 ② キャリア教育の推進
		⑥ 学校の組織力の向上	① 学校運営協議会を中心とした地域との連携の推進 ② 校種間の連携の推進 ③ 教職員の適切な配置 ④ 学校における働き方改革の推進
		⑦ 教職員の指導力の向上	① 指導力を高める研修の実施 ② 教育センターの運営
		⑧ 教育環境の整備	① 市立学校の適正規模・適正配置の推進 ② 私学教育の振興 ③ 学校給食施設再編整備の推進 ④ 安全な施設の整備、設備の充実 ⑤ 就学に対する支援

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策	
CHANCE (可能性) CHALLENGE (挑戦) CREATE (創造)	II 地域の教育力を高めます	① 家庭の教育力の向上	①保護者が学ぶための学習支援 ②家庭教育を支える組織の育成	
		② 学校・家庭・地域の連携強化	①地域とともにある学校づくりの推進 ②地域の子供を地域で育てる活動の促進 ③青少年健全育成の体制づくり	
		III 生涯を通じた学ぶ機会を提供します	① 図書館の充実	①図書館サービスの充実と施設整備 ②子供の読書活動の推進
			② 生涯学習の推進	①社会的包摂の実現に向けた多様な生涯学習の推進 ②生涯学習拠点施設の機能強化
	③ 芸術・学術文化活動の推進		①美術館の充実 ②博物館など学術文化拠点の環境整備	
	④ 文化財保護・活用の推進		①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり	
	⑤ 人権教育の推進		①多様な学習機会の充実 ②教職員研修の充実	

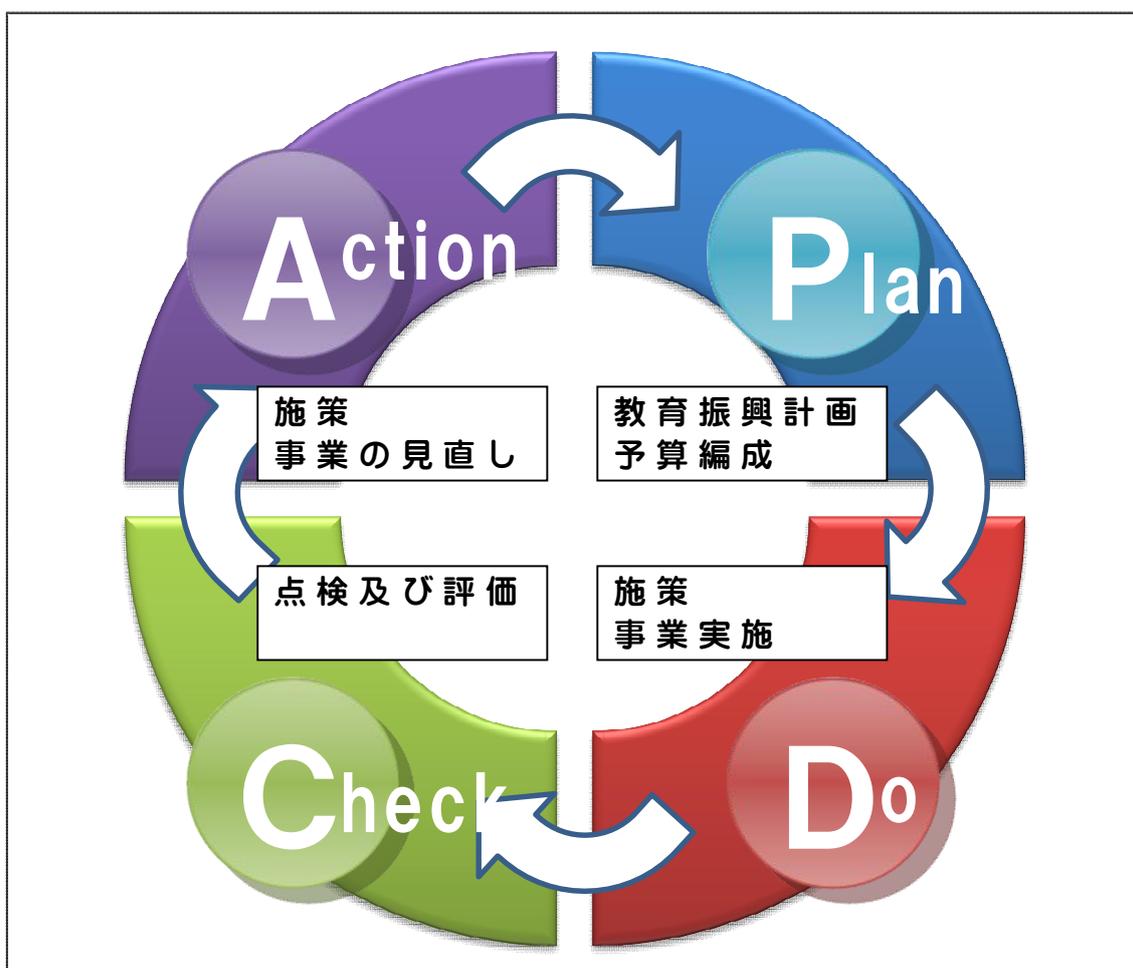
IV 計画の推進にあたって

計画の進行管理

「CHANCE（可能性） CHALLENGE（挑戦） CREATE（創造）～未来を拓く 一人ひとりの学び～」を実現するため、本計画（Plan）に定めた施策を確実に実施し（Do）、その施策を点検・評価し（Check）、必要に応じて改善を図る（Action）ことが重要です。

施策の点検・評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき毎年行うこととし、このPDCAサイクルを重視しながら、常に基本理念に立ち返って教育行政を進めます。

なお、本計画の期間は令和7年度（2025年度）からの5年間であり、令和12年度（2030年度）には、改めて次期計画を策定しますが、社会情勢の変化や法改正等現時点では不測の要因もあり、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとしします。



SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）にSDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標）が国連サミットで採択されました。

これは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）社会の実現」を目指し、持続可能な世界を実現するための17の目標を定めたものです。

本計画においては、目標4「質の高い教育をみんなに」を全ての基本方針の目標に位置づけることで、持続可能な「質の高い教育」の実現を目指すとともに、その他の多様な目標についても追求することで、本市の取り巻く社会的背景や課題の解決に資するものと考え、教育の事業の推進にあたって、SDGsの理念を念頭に置いて取り組んでまいります。



危機管理

本計画で掲げる基本目標を実現するためには、事件や事故、自然災害や新型コロナウイルス感染症を含む感染症等、子供たちを取り巻く様々な事態への対応が求められます。

このことから、学校における災害、防犯、交通安全等への対応マニュアルとして「下関スタンダード」、「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン～「学校の新しい生活様式」対応～」等を定め、これらに基づき学校での安全管理等を組織的に実施します。

なお、これらのマニュアル等は、適宜見直すものとします。

各

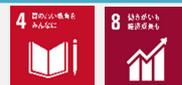
論

《基本目標Ⅰ》

教育の振興を図ります

基本方針 1

確かな学力の育成



子供たちが基礎的・基本的な知識や技能を習得するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進します。

また、一人ひとりに合った「個別最適な学び」と、多くの人と学び合う「協働的な学び」を効果的に組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」を実現します。

主要施策

① 自立した学習者の育成

子供たち一人ひとりの特性や学習進度等に応じた指導方法の工夫や自分に合った学び方を身に付ける、自立した学習者の育成を図ります。

① ICTの効果的な活用

教育データの分析やクラウドを活用することで、子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ります。

② 学習指導の充実

子供たちが自ら課題を見つけ、課題解決に取り組み、自らの学びを振り返る学習を積み重ねることで、自立した学習者の育成を図ります。

主要施策

② 指導方法の改善

子供たちの学力の定着と向上に向けた取組の一層の充実を図り、指導方法の工夫改善に努めます。

① 学力調査の活用

全国学力・学習状況調査^(*1)等の結果分析と課題把握に基づいた指導方法の工夫改善を図る検証・改善サイクルを確立します。

② 学力向上プランの活用

子供たちの学力の状況に応じた指導方法の工夫改善の取組を推進するた

め、引き続き、学力向上プラン^(*2)の充実を図ります。

(*1) 全国学力・学習状況調査

平成 19 年度から文部科学省が実施している小学校第 6 学年と中学校第 3 学年を対象とした調査（教科（国語、算数・数学、理科、英語（令和元年度～））に関する調査と生活習慣や学習環境等に関するアンケート調査）。

(*2) 学力向上プラン

学力調査等で得られた結果を基に、指導方法の工夫・改善、授業研究会の実施、家庭との連携等学力向上のための様々な取組を効果的に推進していくために各学校において作成する計画。

主要施策

③時代の進展に対応した教育の推進

ICTの活用を「日常化」することで、情報活用能力のさらなる育成や、グローバル社会で活躍する人材の育成に向けた教育の充実を図ります。

① 情報教育の推進

ICT環境やデジタル・シティズンシップ教育^(*1)を充実させることで、子供たちの情報活用能力の育成を図ります。

② 外国語教育の充実

外国語指導助手（ALT^(*2)）を活用した授業を実施するとともに、タブレット等ICT機器を活用して、コミュニケーション能力の育成と国際交流の促進に努めます。

(*1) デジタル・シティズンシップ教育

デジタル技術を正しく活用して社会に積極的に参加する能力を身につけることを目的とした教育。

(*2) ALT

Assistant Language Teacher の略。

基本方針 2 豊かな心の育成



子供たちの「命を大切にする心」、「思いやりの心」、「感動する心」、「規範意識」等の豊かな心を育む「心の教育」を充実します。

主要施策

① 豊かな心を育む道徳教育の推進

道徳科を中心に、子供たちの自己肯定感・自己有用感を高め、豊かな心を育む授業の充実を図ります。

また、いじめの根絶や、自他の生命を尊重する心や思いやりの心等を育むため、「命の尊厳」について全教職員と子供たちがともに考える「下関市いのちの日」の取組を進めます。

① 道徳科の授業の充実

「考え、議論する」道徳科の授業づくりを進め、内面に根差した道徳性の育成を図ります。

② 「下関市いのちの日」の取組

子供たちと教職員がともに命の尊厳について考える日として、道徳科の授業や外部から講師を招いた講演会等を実施するなど、命の教育を行います。

③ 人権教育の充実

子供たちの心身の成長過程に即し、学校の教育活動をとおして人権尊重の意識を高め一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

④ 特別活動の充実

社会体験活動や自然体験活動等を推進するとともに、人間関係づくりプログラムの計画的な活用を進め、子供たちの豊かな人間性や社会性を育みます。

主要施策

② ふるさと学習の推進

「ふるさと下関」に対する誇りと愛情を育む教育の充実を図ります。また、子供たちが社会の一員としての自覚をもち、地域の担い手となる意識の醸成を図ります。

① 地域素材を活用した授業の計画的な実施

郷土の歴史に関する教材作成や地域人材の発掘等学校における「ふるさと学習」を支援します。

② 地域との関わりをもつ取組の推進

子供たちが、地域行事をはじめ、地域と関わる取組を通して、自ら参画して地域の役に立つ経験を増やすことで、地域の担い手を育てます。

主要施策

③ 読書活動の推進

子供の読書機会の確保や、学校図書館図書標準冊数の達成、公立図書館のデジタル書籍の活用など、読書環境の整備に努めます。

① 読書活動の充実

家庭や地域と連携した朝読書や読み聞かせ等、読書意欲を高める読書活動を推進します。

② 学校図書館教育の充実

学校図書館教育担当教員と学校司書、図書ボランティア等の連携により、環境の整備をはじめ、読書活動の企画や運営を行うなど、学校図書館教育の充実を図ります。

主要施策

④ 不登校対策の充実

教育支援教室の支援の充実、校内教育支援教室の整備・拡充に加え、フリースクール等との連携や保護者相談の機会の拡充等、きめ細かな支援に取り組みます。

① つなぐ・つながる「学びば！」整備事業の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向け、多様で複雑な背景・要因に寄り添った適切な支援を行うための校内教育支援教室の環境整備や支援の充実を図ります。

② 学びの多様化学校の整備

不登校生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する学校を設置し、社会的自立に向けた支援を行います。

③ 保護者の相談窓口や相談機関の充実

子供の不登校に悩む保護者の相談窓口をホームページ等で周知するとともに、保護者同士が悩みや情報を共有する場の充実を図ります。

④ ふれあいDAYキャンプの実施

社会体験活動・自然体験活動を通じて、不登校の児童生徒の自主性・社会性をより育み、集団に適應する力を伸ばします。

基本方針 3 健やかな体の育成



子供たちが、発達段階に応じて健康で安全な生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上や食習慣をはじめとする生活習慣の改善を図ります。

主要施策 ① 体力の向上

体力や技能、性別や障害の有無等にかかわらず、誰もが取り組める体育科学習や、家庭、地域、学校が連携した運動習慣づくり等、日常的に運動に親しむ子供や運動好きな子供の育成を図ります。

- ① 家庭と連携した運動の習慣化に向けた取組の推進
家庭で取り組める運動を周知し、保護者や地域の人々と一緒に運動できる機会を増やします。
- ② 体力向上レポート^(*)の取組の推進
児童生徒の実態に応じた、各学校での取組を推進します。

(*) 体力向上レポート
児童生徒の体力向上を目的とした実践活動について計画・評価した報告書。

主要施策 ② 健康教育の推進

生涯にわたって自他ともに健康な生活に必要な資質・能力が育まれるよう、学校、家庭、地域の連携による組織的・計画的な学校保健を推進します。

- ① 健康教育に関する研修会の実施
子供たちの心身ともに調和のとれた発達に向けて、健康教育を充実するための研修に取り組みます。
- ② 組織的・計画的な学校保健の推進
学校保健委員会等を通じて、家庭・地域と連携し、「早寝、早起き、朝ごはん」等の望ましい生活習慣を身に付けるよう啓発します。

主要施策

③食育の推進

食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中核として学校・家庭・地域の連携を図った食育を推進していきます。また、学校給食では、地場産食材の積極的な利用に努めます。

① 地場産食材の利用

地場産食材を使用した学校給食を通じて、地元の農林水産物への理解と郷土愛の醸成に努めます。

② 食育推進ボランティアの活用

食育推進ボランティアによる講話や食育実践活動を通じて、子供たちの食や農業漁業に関する理解が深まるよう支援を行います。

③ 食に関する授業や指導の充実

学級・教科担任等と栄養教諭・学校栄養職員が連携しながら、食に関する指導の充実を図ります。

④ 学校給食の充実

食に関する指導への活用や、適切な栄養の摂取による健康の維持増進のため、イベント給食を含めた献立内容の充実に努めます。

基本方針 4 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進



多様な教育ニーズに対応し、障害の有無にかかわらず、すべての子供が価値ある存在として尊重される教育を推進します。

主要施策 ① 特別支援教育の推進

きめ細かな指導や切れ目ない支援を受けることができるよう、関係機関の連携を深め、個々の教育的ニーズの変化に対応した適切な学びの場の提供と充実を目指します。

① 小・中学校への特別支援教育支援員の配置

特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな指導及び支援、並びに落ち着いた環境づくりを目指します。

② 「就学に関する相談支援事業」の実施

就学に関する相談体制の充実を図るため、学校からの依頼に基づき、知能検査や保護者面談、その他相談支援業務を行います。

③ 下関市教育支援委員会の開催

障害のある子供の状況を正しく理解し、一人ひとりの可能性が最大限に伸ばされるための教育支援の推進に努めます。

④ 特別支援学級や通級指導教室の充実

特別な支援を必要とする子供が、身近な場で特別な指導や支援が受けられるよう、適切な教育支援とともに、特別支援学級や通級指導教室の設置及び教育活動に必要な設備の整備を推進します。

⑤ 特別支援学級就学に対する助成

特別支援学級へ就学する子供の保護者に経済的な負担を軽減するための助成を行います。

基本方針 5 主体的に社会の形成に参画する態度の育成



子供たちが、持続可能な社会の創り手として、未来に向けて歩いていくことができるよう、その基盤となる「生き抜く力」を養います。

主要施策 ① 社会を生き抜く力の育成

身近な課題を自分達で解決する経験を積むことや、相互理解のもと他者と連携・協働しながら、課題を解決するため、学校・地域・関係機関等が連携して取組を進めます。

① 地域課題について取り組む活動の実施

総合的な学習の時間や特別活動の中で、身近な問題や地域課題について考えたり、解決したりする経験を積み重ねていきます。

② 租税、お金などの学習の実施

関係機関と連携した、租税教育や金融教育を実施し、社会で自立して生活する力を育てます。

主要施策 ② キャリア教育の推進

子供たち一人ひとりが夢や目標をもって、自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成を図ります。

また、下関商業高等学校においては、最新のICTを活用した授業の実践を通じて、高度情報化社会で必要とされる専門的な知識・技能を身に付け、実社会で活用できるビジネススキルの習得や高度な資格取得に向けた教育活動を実践します。

① 職場見学・職業体験・就業体験活動等の実施

複数の企業と学校のつながりを深め、学校の実態に応じた各種体験活動等の充実を推進します。

② 「キャリア・パスポート^(*)」の活用

小・中・高の「つながり」と地域との「かかわり」を大切にしながら計画的・継続的なキャリア教育を推進します。

③ 資格取得の推進

1人1台のタブレット端末等を活用し、専門的な知識・技術を習得、各種検定合格、さらに高度な資格取得ができる指導を行います。

(*) キャリア・パスポート

新学習指導要領の実施に伴い、令和2年4月より全ての小学校、中学校、高等学校において作成することとなったもので、児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動の中で、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオである。

基本方針 6 学校の組織力の向上



教職員が子供たちとしっかりと向き合い、関わり合うことができるよう、すべての教職員が心身ともに健康でやりがいをもって職務を遂行できるような環境づくりに努めます。

また、教職員が能力を十分に発揮しながら、充実した教育活動を行うため、教職員の研修や適切な配置に努めます。

主要施策

① 学校運営協議会を中心とした地域との連携の推進

学校運営協議会^(*1)が設置された「コミュニティ・スクール^(*2)」、学校・家庭・地域が連携し、課題解決に向けた組織的な取組を行います。

① 学校運営協議会の機能向上

学校運営に関する協議や学校評価を充実させ、地域と学校が連携して、課題解決に向けて取り組めます。

② 学校・地域連携カリキュラムの活用

小・中学校が9年間を見通した教育活動を地域と共有し、随時見直しを行いながら、学校・地域連携カリキュラムを効果的に活用し、取組を充実させていきます。

(*1) 学校運営協議会

教育委員会から任命された保護者や地域等の代表が、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画する協議会。

(*2) コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置され、教育委員会から委嘱または任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画できる学校。

主要施策

② 校種間の連携の推進

幼保こども園、小・中学校、高等学校の連携体制づくりを充実させます。また、小中一貫教育校の設置を推進します。

① 小中一貫教育の推進

学校・地域連携カリキュラムを作成し、共通課題解決のための取組を充実させるなど小・中学校が協働して、9年間の連続性・一貫性のある教育活動を行います。

② なめらかな接続のための体制づくり

小学校・各園が協働して「架け橋期のカリキュラム」を作成し、それぞれの段階に応じた支援や指導を充実させ、幼児期から児童期のよりよい発達に向けた取組を推進します。

主要施策

③教職員の適切な配置

各学校の課題や教職員一人ひとりの専門性、年齢、現任校の勤務年数等の観点から、適切な配置を進めます。

① 教職員の適切な人事管理

各学校の課題や教職員一人ひとりの専門性等の観点から適切な配置を進めます。

② 支援員等の活用

学校や地域の状況を踏まえ、特別支援教育支援員、こころのアシスタント等、必要に応じた支援員等の配置に努めます。

主要施策

④学校における働き方改革の推進

教職員が安心して子供たちに向き合うことができるよう、統合型校務支援システムの活用や教育課程の見直しなど、指導・運営体制の充実を図ります。

① 業務の見直し・効率化

学校現場における業務の適正化を図るとともに、統合型校務支援システム等を活用して更なる業務の効率化を図ります。

② 勤務体制等の改善

時間外在校等時間の適切な把握に取り組むとともに、柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化を推進します。

③ 学校支援人材の活用

「チーム学校」の実現に向け、校務や地域連携活動、部活動等を支援する外部人材の更なる活用を図ります。



教職員が能力を十分に発揮しながら、充実した教育活動を行うため、教職員のキャリア・ステージに応じた体系的かつ効果的な研修の充実を図ります。また、教職員が主体的に研修に取り組めるよう支援します。

主要施策**① 指導力を高める研修の実施**

教職員の資質・能力を効果的に高めるための研修を実施するとともに、教職員が主体的に研修に取り組めるよう支援します。

① 教職員の経験に応じた研修の実施

教職員の経験年数や職歴に応じ、教員育成指標を活用して、資質・能力の向上を図るための中核市研修を充実させます。

② 教職員の専門性を高める研修の実施

学習指導、特別支援教育等、専門的な知識・技能を習得する研修や、情報教育、国際理解教育等、時代の進展に対応した教育課題についての見識を高める研修を行います。

③ 校内研修等への支援体制の充実

資質向上の体制づくりを促進するため、指導主事の担当校制による訪問支援により、校内研修の充実を図るなど、全校体制での組織的な取組を支援します。

④ 研修履歴の効果的な活用

教職員一人ひとりが、自らの適正・能力・課題に応じて計画的に研修会を受講できるよう、研修履歴の効果的な活用を進めます。

主要施策**② 教育センターの運営**

中核市として、教職員の資質・能力の向上に不可欠な研修を充実するために教育センターを効果的に運用します。

① 教育センターの運営

- ・ 研修内容のさらなる充実
- ・ 自主的な研修・研究の活性化
- ・ 学習指導、教科指導等の専門研修に関する資料・データの蓄積

上記の取組をとおして、より効果的に教職員の資質・能力の向上を図ります。

また、研修機能と教育委員会事務局機能を一体的に運営することにより、各学校に対する支援体制を一層強化します。

基本方針 8 教育環境の整備



子供たちがよりよい教育環境の中で安全に安心して学校に通い、過ごすことができるよう、教育環境の整備や支援を推進します。

主要施策 ① 市立学校の適正規模・適正配置の推進

小・中学校の教育環境の現状について、地域と保護者、教育委員会が情報を共有し、意見交換等を行いながら下関市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づいて教育環境の改善に努めます。

① 基本計画に基づく教育環境の改善

将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子供たち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を目指します。

主要施策 ② 私学教育の振興

私立学校の健全な発展と教育の推進を図るため、私立学校の特性が発揮できるよう支援します。

① 私学に対する助成

私立学校の特色ある教育活動に対して助成を行います。

主要施策 ③ 学校給食施設再編整備の推進

施設、設備の老朽化が著しい給食施設について、学校給食施設再編整備の検討を行い、集約化や民間委託化を図ります。

① 給食施設の集約化・民間委託化

学校給食施設再編整備計画を策定し、給食施設の集約化・民間委託化を計画的に取り組みます。

② 学校給食施設の衛生管理

子供たちに安全で安心な学校給食を提供するために、調理機器や衛生機器の改善を図り、衛生管理の徹底に努めます。

主要施策

④ 安全な施設の整備、設備の充実

児童生徒及び教職員が安全で充実した学校生活ができるよう、学校施設や設備、ICT環境の整備に努めます。

① 学校施設の長寿命化

今ある学校施設を長寿命化し、長く活用していくために、老朽化した建物の耐久性や機能、性能向上を行い、児童生徒の快適な学習環境の整備を引き続き計画的に取り組みます。

② 学校施設の整備

安全・安心な教育環境を整備するため、トイレの洋式化やバリアフリー化、各種教室への空調設備の設置に引き続き取り組むとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

③ GIGAスクール構想の推進

1人1台タブレット端末の着実な更新や次世代の校務支援システムの整備等を行い、継続的にICT環境の整備に取り組みます。

主要施策

⑤ 就学に対する支援

子供たちが安心して教育を受けることができるよう、就学や遠距離通学に対する支援を行います。

① 学用品費等の援助

経済的な理由によって就学が困難と認められる子供の保護者に対し、学用品費や給食費等、義務教育に必要な経費を援助します。

② 遠距離通学に対する援助

遠距離を通学する子供の保護者に対し、通学費等の必要な経費を援助します。

③ スクールバスの運行

遠距離通学の負担を軽減するとともに、子供たちの登下校の安全を確保するため、必要な地域においてスクールバスを運行します。

④ 奨学金の貸付

向学心に富み能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学が困難な高校生や大学生に対し、奨学金の貸付を行います。

《基本目標Ⅱ》

地域の教育力を高めます

基本方針 1 家庭の教育力の向上



子育てに関する不安を感じる保護者が増える中、保護者を支援し、家庭の教育力の向上を目指します。

主要施策 ① 保護者が学ぶための学習支援

家庭の教育力を高めるための取組を実施し、保護者が学ぶ機会を提供するとともに、保護者同士のネットワークの構築を図ります。

- ① 家庭教育学級
小学校や幼稚園等で、保護者が学ぶ場や保護者同士でつながる場を提供します。
- ② 家庭教育推進事業
地域で、親子や保護者を対象とした講座やワークショップを開催します。
- ③ 家庭教育アドバイザー^(*)の育成
家庭教育アドバイザー養成講座を通して、家庭教育アドバイザーを育成します。

(*)家庭教育アドバイザー

山口県教育委員会が主催する「家庭教育アドバイザー養成講座」を修了した者で、子育てに関する相談に応じるとともに、現代的課題にも対応し、家庭教育支援の充実を図る役割を担う者。

主要施策 ② 家庭教育を支える組織の育成

社会教育関係団体・家庭教育支援チーム^(*)の育成を通じて、各地域で家庭教育を自主的に支える活動の促進を図ります。

- ① 下関市PTA連合会の活動支援
下関市PTA連合会に補助金を交付するとともに、活動支援を行います。

② 連合婦人会の活動支援

連合婦人会に助成金を交付するとともに、活動支援を行います。

③ 家庭教育支援チームの登録・支援

新たな家庭教育支援チームの登録及び運営支援を行います。

(*) 家庭教育支援チーム

子育て経験者をはじめとする地域の人材で構成された集まりで、子育てや家庭教育の応援をするもの。

基本方針 2 学校・家庭・地域の連携強化



学校・家庭・地域 がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、相互に連携・協働していく仕組みを構築し、社会全体の教育力をさらに高めます。
また、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校や地域の課題解決を目指します。

主要施策

① 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクールのしくみと地域学校協働活動^(*)を通して、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、地域学校協働活動推進員^(*)を対象とした研修会等を実施し、学校と地域のつながりを深めていきます。

さらに、中学校区での連携を強化することで、学校や地域の課題解決を目指します。下関商業高等学校では、地域と連携した教育活動を行い、地域産業の発展を支える人材の育成に努めます。

① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

課題解決に向けた協議を充実させ、学校・家庭・地域がそれぞれの立場でできることに取り組みます。

また、地域学校協働活動推進員の資質向上に向けた研修会等を実施し、学校と地域のつながりを深めていきます。

② 地域学校協働活動推進員の資質向上

地域学校協働活動推進員を対象とした研修会の充実を図ります。

③ 社会教育人材の育成

社会教育主事講習・地域協育ネットコーディネーター養成講座を通して、社会教育人材を育成します。

④ 学校・家庭・地域の連携に関する情報発信

関係団体への積極的な情報共有を行い、好事例の横展開を図ります。

⑤ 学校における生徒指導に対する地域連携・協働体制の強化

児童生徒の問題行動等に係る実態を把握し、保護者や地域、児童相談所や警察等の関係機関との連絡調整も踏まえ、学校とともに対応策を多角的に検討する等、適切な支援に努めます。

⑥ 地域課題に係る学習の取組

地域の企業や大学等と連携した実践的・体験的な教育活動を行うことで、

地域課題について学習するとともに、地元を愛する心を育成します。

(*1) 地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

(*2) 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動を推進し、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を担う。

主要施策

② 地域の子供を地域で育てる活動の促進

地域学校協働本部^(*1)等の活用により、地域が一体となって子供たちを育む活動を促進します。

また、個別の活動間の連携を図り、組織的・継続的な活動を支援します。

さらに、地域の実情に応じながら部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、コミュニティ・スクールのしくみを活用して環境の整備を進めます。

① 地域学校協働本部の活動の充実

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校や地域の課題解決を目指します。

② 公民館地域ふれあい活動の充実

各公民館でこどもや親子対象の楽しく学べる講座を実施します。

③ 放課後子供教室の充実

放課後子供総合プラン^(*2)に基づき、一体型の放課後子供教室の放課後児童クラブとの連携に向けた調整を行います。

④ 休日の学校部活動の地域移行

市観光スポーツ文化部と協力し、生徒が休日の部活動を地域で行うことができるような体制づくりに努めます。

⑤ 地域と連携した学校部活動の充実

学校の実情に応じて、地域と連携した活動や地域移行を進め、地域人材の活用や生徒が継続して活動できる環境整備を進めます。

⑥ 「こどもみまもり隊」との連携の推進

子どもたちの登下校時の交通安全面、防犯面、防災面から「みまもる」ボランティア組織である「こどもみまもり隊」の登録を推進するとともに、活方針を周知する等により連携を図ります。

(*1) 地域学校協働本部

従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

(*2) 放課後子供総合プラン

厚生労働省と文部科学省が連携して実施する総合的な放課後対策事業。

主要施策

③ 青少年健全育成の体制づくり

青少年が心豊かで健やかに育つための体制の整備と、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動の支援を行います。また、関係団体、地域との緊密な連携のもとに青少年の非行防止活動を行います。

① 青少年補導センターにおける補導の実施

青少年補導センター職員、青少年補導委員による補導や声掛けなどの活動を行います。

② 青少年補導センターにおける相談の実施

ヤングテレホンによる、電話及び面談等による青少年等からの相談対応を行います。

③ 青少年健全育成のための体制整備と啓発

心身ともに健全な青少年の育成を図るための市民運動の展開、啓発活動を行うとともに、青少年を対象とする社会教育団体の組織基盤を強化し、団体の活動機運を高め、自主活動を促進するための支援を行います。

④ 多様な体験活動の実施

青年の家によるボランティアの力を活かしながらの野外活動や、深坂自然の森「森の家下関」における「生き抜く力を身につけること」を目的とした「しものせき夢冒険 チャレンジキャンプ」を実施します。

《基本目標Ⅲ》

生涯を通じた学ぶ機会を提供します

基本方針 1

図書館の充実



図書館の活用をとおして、市民が教養を高め、様々な情報を得て主体的に活動し、心豊かな生活ができるよう、図書館サービスの向上に努めます。

主要施策

① 図書館サービスの充実と施設整備

各図書館において、図書館利用の普及に努めるとともに、図書館資料の収集・整備を図り、身近な図書館として、サービスの充実に努めます。また利用者のニーズや地域の実情に応じた施設の整備に取り組みます。

① 移動図書館や電子図書館など図書館サービスの向上

移動図書館の効果的な運用により、地域での利便性を高めるとともに電子図書館サービスについては、より多くの市民に電子図書が行き渡るように、タイトル数の拡充を図ります。

主要施策

② 子供の読書活動の推進

「第4次下関市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子供一人ひとりが本と出会い、自ら読書を楽しむことのできる環境づくりを進めます。

① 学校貸出用図書の充実と人材の育成

調べ学習のための資料等、学校貸出用図書の充実を図り、制度を周知するとともに、ボランティアや学校司書、図書館司書等を対象とした研修会を開催し、子供の読書環境づくりを支える人材の育成を図ります。



生涯学習の拠点施設である公民館等の機能強化及び社会的包摂の実現や社会のデジタル化の進展など新たな時代のニーズに対応した生涯学習を推進します。

主要施策**① 社会的包摂の実現に向けた多様な生涯学習の推進**

多様な市民の学習ニーズの把握に努め、多様な学習機会の提供を行います。また、デジタルデバイド^(*)の解消に努めます。

① ICTを活用した生涯学習の推進

Wi-Fiを活用し公民館同士、公民館と学校、公民館と地域（自宅）を繋いだインクルーシブな公民館学級や市民文化セミナー等を開催します。

② デジタルデバイドの解消につながる講座等の開催

高齢者を対象としたスマホ教室などデジタルデバイド解消に向けた講座等を開催します。

③ 出前講座の充実

多様な市民の学習ニーズに応えることができるよう出前講座のメニューを充実させます。

(*)デジタルデバイド

ICTの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。

主要施策**② 生涯学習拠点施設の機能強化**

様々な役割をもつ生涯学習拠点施設の長寿命化等を図るとともに、DX化、GX^(*)化、インクルーシブ(共生)社会の形成に向けて、施設の機能向上と強化を図ります。

① 公民館等の長寿命化

個別施設計画に基づき生涯学習拠点施設を計画的に改修します。

② 公民館等のデジタル化

Wi-Fi環境の整備によるリアルだけでなくオンラインでもつながる生涯学習拠点施設を目指します。

③ 公民館等のGX化

脱炭素社会に向けて生涯学習拠点施設の照明等のLED化を図ります。

(*)GX

グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動。

基本方針 3

芸術・学術文化活動の推進



市民が地域とゆかりのある美術品や文化財に「直に接する」機会を提供し、現在の地域を育んだ、地域固有の自然、歴史、芸術、文化等に対する市民の理解を深め、地域に対する愛護意識の醸成を図ります。

また、地域文化の創造及び情報発信の拠点として、本市の多彩な博物館群の総合博物館的連携を推進し、博物館施設の機能充実に取り組みます。

さらに、本市の豊かな自然・歴史・文化について、調査研究及び資料収集を積極的に進めるとともに、市民の地域に対する愛着を育み、交流人口の拡大にも資するよう、博物館活動の充実に努めます。

主要施策

① 美術館の充実

優れた美術作品及び関連資料を収集し、その意義を広く発信するため魅力ある展示を行うとともに、展示及び創作の空間を市民に提供し、芸術文化の普及、交流、創造の拠点としての機能強化を図ります。

また、市民共有の財産である収蔵作品と芸術文化の拠点としての機能を次世代へ継承するため、美術館運営を健全な環境で継続し、施設の整備・更新に努めます。

① 魅力的な展覧会の企画・開催

地域ゆかりのものはじめ優れた美術作品による魅力的な展覧会を企画・開催し、市民が芸術に親しみ、楽しむことができるよう多様な芸術体験の機会を提供します。

② 美術館の環境整備

健全な環境のもとで作品を鑑賞できる機会を提供するとともに、市民共有の財産である収蔵作品を次世代へ継承するため施設の整備・更新に努めます。

主要施策

② 博物館など学術文化拠点の環境整備

本市ならではの多彩な博物館を擁する特徴を最大限に活かし、相互の博物館が一体となって学術研究を深めます。また、集客性の高い魅力的・効果的な展示に努め、来訪者の五感に訴える企画を展開し、観光的な視点を含めた各種施設の機能的整備に取り組みます。さらに、市内小・中学校をはじめとする教育現場への学習支援のみならず、これからの博物館に期待される、誰にでも開かれた社会教育施設として活動の充実に努めます。

ります。

① 歴史博物館の環境整備

歴史資料を収蔵展示する博物館として、展示・教育普及の機能強化に努めます。旧長府博物館及び日清講和記念館の適切な利活用を念頭に置いた改修を検討します。

② 共通収蔵庫の整備と土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムのリニューアル

形質人類学の資料及び考古資料(発掘出土品)、有形民俗文化財を収蔵展示する施設として、廃校校舎等を活用することも検討し、共通収蔵庫を建設、整備して、これらの収蔵資料を活用し、専門性を活かした多彩な展示、教育・普及活動をおこないます。また、これに併せて、平成5年建設の土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムのリニューアルを計画的に進めていきます。

③ 下関市の自然史博物学の学び

下関市には複数の歴史系博物館があるが、自然史系博物館は豊田ホテルの里ミュージアム(下関市立自然史博物館)だけであり、常に変化する本市の自然史(生物、化石、岩石など)を常に調査・研究して、それら最新の知見を世界に向けて情報を発信するとともに、市民に対して教育・啓蒙を図ります。

④ 考古博物館のリニューアル等

開館より30年を経過した考古博物館の計画的な長寿命化を図るとともに、市民の協力により保存された本市の文化財保護の原点といえる史跡綾羅木郷遺跡の保存・活用と一体となった特色ある博物館活動の実現のため、適切な施設の機能更新に取り組めます。

⑤ 積極的な学術資料の収集

収集を行わなければ、散逸、滅失する恐れのある、貴重な地域の歴史資料をはじめ、本市に所在する学術資料、並びに市外にある本市ゆかりの学術資料の把握等に努め、積極的かつ計画的な学術資料の収集を行います。

⑥ 調査研究の充実と関係機関との連携

博物館活動の根幹をなす学芸員等の専門職員の能力向上を図るとともに、他の博物館及び研究機関等との連携を強化して、地域に根差した調査研究の充実を図ります。また、蓄積された研究成果を確実に継承し、さらに深め、市民に還元していくため、計画的な専門職員の配置を行います。

⑦ 魅力的・効果的な展示

最新の調査研究に裏付けられた確かな展示、並びに市民のニーズ及び地域の課題に応えた魅力的で興味をそそる効果的な展示に努め、市民はもとより、市外からの来館者の増加を図ります。

⑧ 普及活動の充実

「観る・聴く」を主体とした従来の普及活動に加え、特別展等に関連した講座等を開催するとともに、五感に訴える効果的なメニューの創設に取り組み、市民の学習意欲に応えた教育普及活動の充実に努めます。

⑨ 博学連携の強化

博物館による学校教育への支援の強化、並びに学校教育による博物館利用の促進を図るため、新たなシステムづくりに取り組みます。

また、大学研究機関等とも積極的に有機的連携を深め、より高度な研究を推進し、研究成果の市民への還元を図ります。

⑩ 博福連携の検討

生涯学習施設としての博物館による高齢者等への学習支援、並びに施設利用の促進について積極的に取り組むことはもとより、広く障害のある方に対しても、きめ細やかに学習支援や利用促進を図り、博物館活動のユニバーサル化を推進します。



先人の営みのなかで生まれ、大切に護り伝えられてきた文化財は、地域の固有の特性を有するもので、現在を生きる私たちの誇りであり、また、明日を生きる私たちの指針となるものです。本市は全国屈指の豊かな自然遺産と歴史遺産を有し、これらを活かしたまちづくりは、市民の地域に対する愛着を育むとともに、都市の魅力を高め、文化財観光等による交流人口の拡大にもつながります。そのため、市域に所在する多種多様な文化財の総合的な把握に努め、これを適切に保護するとともに、文化財の価値と保存の意義について、わかりやすく多くの人に伝えます。

また、市民や民間団体とともに文化財の保存・活用に取り組み、次世代へ確実に継承していくとともに、その魅力を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化や交流人口の拡大を図ります。

主要施策**① 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり**

地域固有の歴史遺産・自然遺産の保護・活用を推進するため、行政と市民が一体となって、歴史文化を活かしたまちづくりに取り組みます。

また、子供たちに対しては、地域の本物の歴史文化に触れる機会を設け、郷土に対する愛着と誇りの意識醸成に努めます。

① 指定文化財及び登録文化財の管理状況の把握

市域にある国・県・市指定文化財及び国登録文化財の管理状況について、所有者等と緊密に連携し、適宜、把握します。

② 指定文化財に対する保護措置の強化

有形文化財所有者及び無形民俗文化財の担い手の過疎化と少子高齢化等により存続が危ぶまれる指定文化財に対する保護措置の強化に取り組み、その価値や魅力の発見、次世代への継承意欲醸成に努めます。

また、民間団体や市民との協力関係の構築に努め、所有者や行政のみでは難しい幅広い文化財の保存・活用について、地域ぐるみの取組を実現できる環境の構築を模索します。

③ 埋蔵文化財に対する適切な保護と活用

地中に存することから、その存在が認識されにくい埋蔵文化財について周知を図るとともに、市民の保護意識の醸成に努め文化財の効果的な保存を図ります。また、必要に応じて現地説明会、発掘速報展等の普及活動を積極的に行い、埋蔵文化財の価値をわかりやすく地域住民に伝えます。

④ 市域に所在する文化財の悉皆調査

市域に所在する文化財を悉皆調査し、文化財の総合的な把握に努めます。

また、文化財の保存・活用に関する基本的な計画策定を検討し、まちづくりや観光、民間団体や市民と連携して、地域の多様な文化財の掘り起こしと、文化財の保存と活用に関する地域住民の理解・関心を促し、地域のアイデンティティの醸成に努めます。

⑤ 史跡の整備活用の推進

市民の貴重な文化資源を護り、後世に伝えるため、国指定史跡の長州藩下関前田台場跡、綾羅木郷遺跡、梶栗浜遺跡、仁馬山古墳の適切な管理と整備を推進するとともに、県指定史跡長府藩主毛利家墓所等の整備活用についても検討を進めます。

⑥ 天然記念物の保存活用

市内に数多く所在する天然記念物等の自然遺産の保存活用について、文化財の現状に即した、効果的な取組を推進し、地域の文化財の価値や魅力の発信に努め、地域の活性化や交流人口の拡大を図ります。

⑦ 日本遺産の活用による地域活性化の推進

下関・北九州両市が連携し、関門圏域の魅力の発信に努めている日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡」について、その活用を推進し、地域の活性化やインバウンドを含めた交流人口の拡大を図ります。



地域・職場・学校等あらゆる場において一人ひとりの人格が尊重され、誰もが自由で平等な生活を営むことのできる豊かな社会を創るためには、誰もがかけがえのない「いのち」を大切にし、人権について理解と認識を深めることが不可欠であり、人権教育の果たす役割は大変重要です。

このため人権教育を推進し、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育の一層の充実を図るため、教職員に対する研修を行い、さらなる資質向上を目指します。

主要施策**① 多様な学習機会の充実**

関係機関との連携により人権研修と学習講座を開催するとともに、地域住民、学校等が自主的に開催する人権学習講座等を支援します。

① 人権課題に関する研修会や講座等の実施

各講演会、シンポジウム等の開催をはじめ、人権に関する標語、作文、ポスター等の展示を行い、多様な人権教育・啓発運動を推進します。

② 家庭、地域社会への情報提供の充実

各種研修会や行事の案内や、様々な人権課題の現状等に関する情報を提供します。

③ 人権学習講座等の開催支援

出前講座等の仕組みを活用し、市民の人権に関する学習会への講師派遣等の支援を行います。

主要施策**② 教職員研修の充実**

児童生徒の心身成長の過程に即し、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的、計画的に推進します。

① 人権課題に応じた研修の計画的な実施

様々な人権課題を網羅的に扱うよう、計画的に教職員研修を行います。また、各学校における人権教育担当者だけでなく、幅広く教職員に研修の機会を提供できるよう工夫します。

推進指標

指標名	基準値 (現状値 R7)	目標値 (R11)
全国学力・学習状況調査における全国と本市の比較値（①小学6年②中学3年） 《全国平均を100とした場合》	①国語 98.2 ポイント ①算数 96.0 ポイント ②国語 97.4 ポイント ②数学 96.1 ポイント	100 ポイント
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合（①小学6年②中学3年）	①83.5% ②81.8%	100%
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思う子供の割合について山口県（平均）と本市の比較値（①小学6年②中学3年） 《全国平均を100とした場合》	①101.6 ポイント ②101.2 ポイント	105 ポイント
不登校児童生徒数に占める学びの場につながった児童生徒数の割合	37.0%	45.0%
保護者が自信と責任をもって子供を育て、地域の誰もが教育に参加でき、学校と家庭と地域住民が互いにかかわりあう社会になっていると感じている市民の割合	14.1%	30.0%
図書館や公民館、博物館などが整備され、いつでも、どこでも、だれでも学習する機会が充実していると思う市民の割合	37.1%	45.0%
公民館等の主催講座の延べ参加者数	7,650 人	8,000 人
博物館等文化財保存活用施設の入館者数	223,252 人	245,000 人

下 関 市 教 育 大 綱

下 関 市 教 育 振 興 基 本 計 画

令 和 7 年 〇 月

発 行 下 関 市 教 育 委 員 会
〒 751-0830
下 関 市 幡 生 新 町 1 番 1 号

編 集 下 関 市 教 育 委 員 会 教 育 部 教 育 政 策 課
T E L (0 8 3) 2 3 1 - 1 5 6 0